

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年8月31日提出

霧島市長 中 重 真 一

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 財産の種類及び数量 | 国分中央高等学校食品加工室備品 20基 |
| 2 取得の方法 | 随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第8号） |
| 3 取得金額 | 金26,895,000円 |
| 4 取得の相手方 | 所在 鹿児島市伊敷町4745番地4
氏名 鹿児島アイホー調理機株式会社
代表取締役 長峯 幹樹 |

（提案理由）

国分中央高等学校食品加工室改修工事に伴い、備品を購入するため、財産を取得しようとするものである。

（参照）入札状況は、別紙のとおり。

(別紙)

国分中央高等学校食品加工室備品 20基

1 入札状況

入札者氏名	入札金額	再入札金額	備考
株式会社中西製作所 鹿児島営業所 所長 常原 良昭	32,000,000円	辞退	予定価格に達し なかったため、 落札者なし。
日本調理機株式会社 鹿児島営業所 所長 能勢 賢蔵	32,650,000円	辞退	
株式会社フジマック 鹿児島営業所 所長 池之上 健次	31,550,000円	辞退	
鹿児島アイホー調理機株式会社 代表取締役 長峯 幹樹	28,150,000円	28,100,000円	
株式会社マルゼン 鹿児島営業所 所長 有馬 浩二	33,000,000円	辞退	
ホシザキ南九株式会社 霧島営業所 所長 寺岡 健一郎	29,200,000円	28,140,000円	

2 随意契約の締結

2回目の入札において最も低い価格を提示した鹿児島アイホー調理機株式会社（代表取締役 長峯 幹樹）と、地方自治法施行令第167条の2第8号の規定により、契約金額26,895,000円（消費税額2,445,000円）で随意契約を締結する。